

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときの翌日)

◇告 示
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
土地改良事業計画の適否の決定(五件)

告 示

鳥取県告示第百号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 保安林の種類 | | 同一の単位とされる保安林の所在 | | 皆伐面積(ヘクタール) | | 単位区域名 |
|-----------|------|-----------------|----|-------------|----|-------|
| 市郡名 | 市町村名 | 大字名 | 字名 | 面積 | 面積 | 区域名 |
| 水源かん養保安林 | 八頭 | 河原・郡家を除く全町村 | | 一、五〇八・九六 | | 八頭地区 |
| 土砂流出防備保安林 | 八頭 | 若桜 | | 四・一一 | | 若桜 |
| 千害防備保安林 | 船岡 | 船岡 | 殿 | 〇・〇七 | | 八頭 |
| | 佐治 | 佐治 | | 五・四八 | | 智頭 |
| | 船岡 | 船岡 | | 〇・三八 | | 船岡 |
| | 船岡 | 船岡 | | 六・一五 | | 用瀬 |
| | 船岡 | 船岡 | | 〇・〇三 | | 佐治 |
| | 船岡 | 船岡 | | 〇・一九 | | 喜才谷山 |
| | 船岡 | 船岡 | | 〇・二三 | | 明見谷東平 |
| | 船岡 | 船岡 | | 〇・四六 | | 池ノ内下平 |
| | 船岡 | 船岡 | | 〇・八〇 | | 赤波 |
| 水源かん養保安林 | 鳥取 | 鳥取 | | 六四六・九一 | | 鳥取地区 |
| 土砂流出防備保安林 | 八頭 | 河原・郡家 | | 三・二九 | | 河原 |
| | 八頭 | 河原 | | 四・七八 | | 郡家 |
| | 八頭 | 河原 | | 五六・五二 | | 岩美 |
| | 八頭 | 河原 | | 二・六七 | | 国府 |
| | 八頭 | 河原 | | 〇・一五 | | 福部 |
| | 八頭 | 河原 | | 三九・三六 | | 鳥取 |
| | 八頭 | 河原 | | 〇・八八 | | 鳥取 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|----------|------|------|------|------|------|------|------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|------|----------|----------|------|-------|---------|---|---|
| 林 | 土砂流出防備保安 | 水源かん養保安林 | " | " | " | " | " | " | " | " | 干害防備保安林 | " | " | " | " | 林 | 土砂流出防備保安 | 水源かん養保安林 | " | " | 干害防備保安林 | " | " |
| 西伯 | 日野 | 西伯 | 米子 | " | " | " | 東伯 | " | " | 倉吉 | " | " | " | 東伯 | 倉吉 | 東伯 | 倉吉 | 気高 | 鳥取 | 岩美 | " | " | |
| 中 | 溝口・江府 | " | " | 東伯 | 大 | 東 | 東 | " | 東 | 関 | 三 | 東 | " | 鹿 | 鹿 | 岩 | 青 | 鹿 | 岩 | 青 | 鹿 | 鹿 | |
| 山 | 山 | " | " | 伯 | 栄 | 郷 | 郷 | " | 伯 | 金 | 朝 | 郷 | " | 野 | 野 | 美 | 谷 | 野 | 美 | 谷 | 野 | 野 | |
| | | | 杉地 | 金屋 | 槻下 | 大谷 | 宮内 | 大原 | 栗尾 | 志津 | | | | 水谷 | 高路 | 長谷 | | | | | | | |
| ○・三二 | 四八八・六〇 | ○・三八 | ○・三七 | ○・〇四 | ○・六五 | ○・〇二 | ○・三三 | ○・八八 | ○・一五 | 三七・三四 | 九・二二 | 二一・三四 | 二四・四〇 | 一六・一六 | 一〇六五・三四 | ○・五一 | 七・九一 | 二・一三 | 五・四二 | 三四・四一 | | | |
| 中 | 米子地区 | 杉地 | 金屋 | 槻下 | 大谷 | 宮内 | 大原 | 栗尾 | 志津 | 東伯 | 関金 | 三朝 | 東郷 | 倉吉 | 倉吉地区 | 水谷 | 高路 | 長谷 | 青谷 | 鹿野 | | | |

鳥取県告示第百一號

昭和五十三年十二月十五日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(横座地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|----------|----------|------|------|------|-------|-------|------|---------|------|------|------|------|-------|----|---|---|---|---|---|---|
| " | 林 | 土砂流出防備保安 | 水源かん養保安林 | " | " | " | " | " | " | 干害防備保安林 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| " | " | 日野 | " | " | " | " | " | " | " | 西伯 | " | 日野 | 米子 | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 日 | 日 | 日野・日南 | " | 西伯 | " | " | " | " | " | 大山 | 江府 | 溝口 | 西伯 | 岸本 | 会見 | 大山 | | | | | | |
| 南 | 野 | 南 | | 伯 | 法勝寺 | 長田 | 赤松 | 孝靈山ほか | 宮内ほか | 字 | 大 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 伐株 | 大谷奥 | 二字 | 門野 | 山 | | | | | | | | | | | | | | |
| 二・三四 | 八・七四 | 日野地区 | 八三四・一六 | ○・〇五 | ○・四一 | 一・一〇 | ○・〇三 | 六・〇九 | 一・二四 | 二・一四 | ○・〇五 | 二・六四 | 二・二七 | ○・六六 | 一九・〇八 | | | | | | | |
| 日 | 日 | 日野地区 | 大谷奥 | 法勝寺 | 孝靈山 | 門野 | 宮内・坊領 | 江府 | 溝口 | 米子 | 西伯 | 岸本 | 会見 | 大山 | | | | | | | | |
| 南 | 野 | 野 | 奥 | 寺 | 山 | 野 | 領 | 府 | 口 | 子 | 伯 | 本 | 見 | 山 | | | | | | | | |

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

昭和五十三年十一月三十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(外邑地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三号

昭和五十三年十一月三十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(洗井地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四号

昭和五十三年十一月三十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(延

興寺地区農道整備) 事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五号

昭和五十三年十一月三十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(蒲生第一地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年二月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】